

令和 3 年度の騒音の状況

1 概要

自動車騒音の状況を把握するため、騒音規制法第 18 条第 1 項に基づき市内主要幹線道路の常時監視を行っています。

2 常時監視の対象路線

2 車線以上を有する国道、府道、市道（市道については、原則として 4 車線以上を有する道路）を対象としています。

市内 18 路線を 5 年間で調査しており、令和 3 年度は表 1 に示す路線を対象に調査を行いました。

表 1：調査対象路線一覧

	路線名 [併設道路]	センサス区間番号	騒音調査地点住所
1	主要地方道大阪中央環状線 [近畿自動車道]	40180	西岩田 3 丁目 3
2	一般国道 170 号（大阪外環状線）	10890	桜町 1
3	一般国道 308 号 [阪神高速道路東大阪線]	11420	高井田中 5 丁目 3
4	主要地方道八尾茨木線	40950	菱屋東 3 丁目 1
5	府道大阪八尾線	60670	大蓮東 3 丁目 1
6	府道大阪枚岡奈良線	61720	高井田元町 1 丁目 18

3 騒音調査結果

調査地点別の結果は、表 2 に示すとおりで、調査した 6 地点のうち、一般国道 170 号（大阪外環状線）（センサス区間番号 10890）及び一般国道 308 号[阪神高速大阪東大阪線]（センサス区間番号 11420）では昼間・夜間ともに環境基準を超過しましたが、その他の 4 地点では昼間・夜間ともに環境基準を満足しました。

表 2：騒音調査結果一覧

	路線名 [併設道路]	調査結果(LAeq) [dB]		環境基準 [dB]	
		昼間 ^{注)}	夜間 ^{注)}	昼間 ^{注)}	夜間 ^{注)}
1	主要地方道大阪中央環状線 [近畿自動車道]	70	65	70	65
2	一般国道 170 号 (大阪外環状線)	72	68		
3	一般国道 308 号 [阪神高速道路東大阪線]	72	68		
4	主要地方道 八尾茨木線	69	65		
5	府道 大阪八尾線	68	64		
6	府道 大阪枚岡奈良線	68	64		

注) 昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から翌 6 時

4 自動車騒音の評価方法

自動車騒音の評価は、面的評価という方法で行います。面的評価とは、評価区間の道路端から 50 メートル以内にあるすべての住居等について、自動車による騒音が環境基準以下である戸数と戸数割合を把握する方法です。

面的評価を行うには、騒音調査のほか道路構造条件や住居の戸数等を把握する必要があります。令和 3 年度は図 1 に示す区間で道路調査及び沿道調査を実施しました。



図1：評価対象区間

5 面的評価の結果

市域全体（平成29年度から令和3年度に調査した18路線）の面的評価結果は表3及び図2に示すとおりで、環境基準達成率（昼間・夜間とも環境基準以下であった住居等の割合）は、全体で95.4%と高い割合を示しました。

近接・非近接空間別では、近接空間で89.6%、非近接空間で98.9%であり、近接空間の環境基準達成率が非近接空間よりも低い値となりました。

表 3：面的評価結果

	面的評価結果（戸数） ^{注1)}					面的評価結果（%）				
	評価対象	昼間・夜	昼間のみ	夜間のみ	昼間・夜	評価対象	昼間・夜	昼間のみ	夜間のみ	昼間・夜
	住居等 戸数	間とも基 準値以下	基準値 以下	基準値 以下	間とも基 準値超過	住居等 戸数	間とも基 準値以下	基準値 以下	基準値 以下	間とも基 準値超過
全体	34,688	33,137	229	158	1,164	100.0	95.4	0.7	0.5	3.4
近接空間 ^{注2)}	12,484	11,191	218	82	993	100.0	89.6	1.7	0.7	8.0
非近接空間 ^{注2)}	22,204	21,946	11	76	171	100.0	98.9	0.0	0.3	0.8

注 1) 2つ以上の評価区間が交差する地域の住居等が重複しないようカウントした戸数

注 2) 近接空間とは、面的評価を行う 50m の範囲のうち、2 車線以下の幹線道路の場合は道路端から 15m、2 車線を超える幹線道路の場合は道路端から 20m の範囲のことで、非近接空間とは、50m の評価範囲のうち、近接空間以外の場所のこと

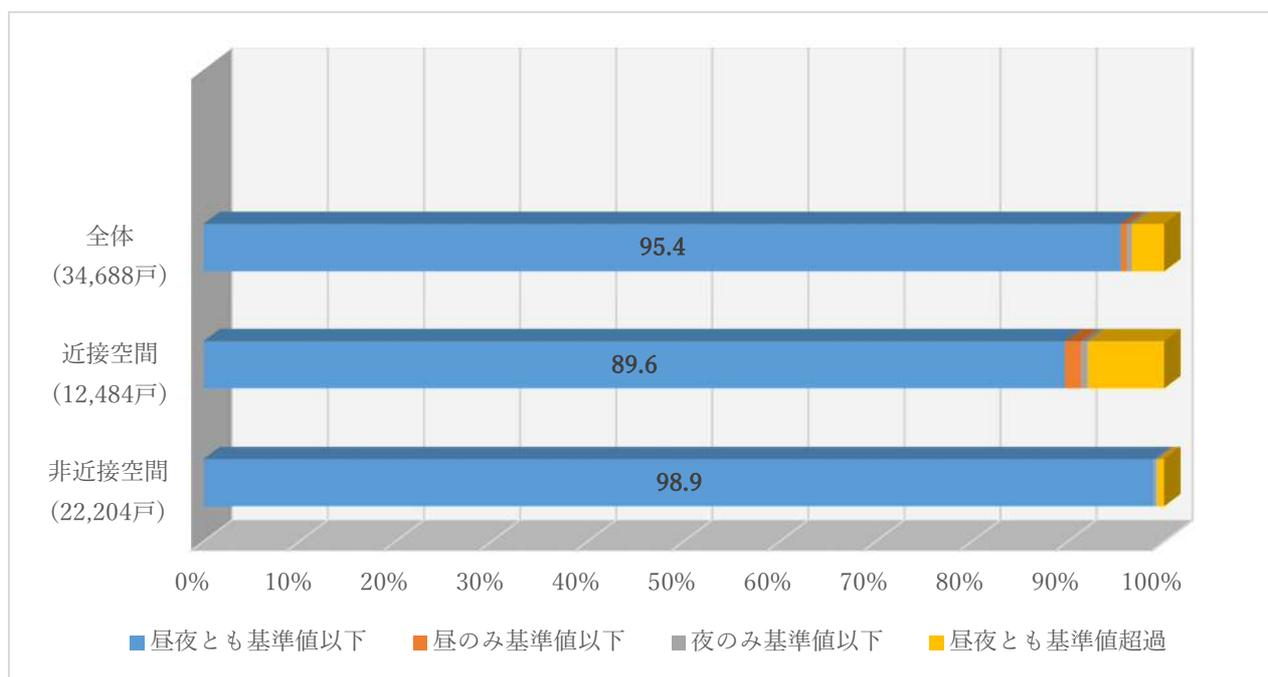


図 2：面的評価結果